

# 都計協 2018年度(平成30)年度 第4回理事会・新年賀詞交歓会開催

1月18日、グランドヒル市ヶ谷で

2018年度(平成30)年度 第4回理事会  
報告(物江事務局 長) ②同年「計量記念日」報告 (物江事務局 長) ③2019年度(平成31年度) 予算要求 (物江事務局 長) ④東京都指定定期検査機関指定更新(物江事務局 長) ⑤計量協会日程説明(竹内 部長)



## 新年賀詞交歓会

理事会終了後の17時、恒例の新年賀詞交歓会を同ホテル3階「翡翠の間」で開催、関係機関、検定所等の来賓を含め、出席者は16名、監事2名の計18名が出席した。

## 【式次第】

▽開会あいさつ 清宮貞雄会長▽来賓祝辞 林久美子東京都計量検定所長▽祝杯 村松徳治日本計量振興協会常務理事▽秋の黄綬褒章報告

# 特集 とうきょうの計量 No.265

## 都計協 東京都の受託検査を指定更新 小型ばかり検査業務が増大

(一社)東京都計量協会は、かねてから指定定期検査機関および指定計量

証明検査機関の指定の更新を申請していたが、2019年(平成31年)2月12日付けで、東京都より次のとおり指定された。

【定期検査・計量証明をおこなう特定計量器の種類】  
千代田区、中央区、港区、武蔵村山市、多摩市、羽

### 小型ばかり検査業務が増大

【定期検査をおこなう地域】  
区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、津島村、御蔵島村、青ヶ



【計量証明をおこなう地域】  
島村 (2)非自動ばかりであつて、ひょう量が250kgを超えるものおよび同事業所で使用する250kg以下のもの並びに分銅およびおもりにあつては、次に掲げる地域  
○八王子市および島しょを除く東京都全域

【今回の指定の特徴】  
都域の適正計量管理事業所の指定の廃止に伴い、小型ばかり検査業務が増大した。

告 横田理事 中締め 小川弘副会長  
2019年度 ばかり定期検査等の予定について  
◇ひょう量が250kg以下の(はかり)  
▽文京区 4月1日～5月10日  
▽目黒区 4月1日～5月10日  
▽新宿区 4月4日～6月7日  
▽三宅村 5月13日～5月17日  
▽八丈町 5月13日～5月17日  
▽青ヶ島村 5月13日～5月17日  
▽御蔵島村 5月13日～5月17日  
▽日野市 5月13日～6月4日  
▽多摩市 5月21日～6月6日  
▽三鷹市 6月7日～7月3日  
▽稲城市 6月10日～6月28日  
▽町田市 7月1日～8月27日  
▽小金井市 7月4日～7月18日  
▽府中市 7月19日～8月23日  
▽狛江市 8月26日～9月3日  
▽調布市 8月26日～9月19日  
▽練馬区 8月28日  
▽港区 9月4日  
▽台東区 9月20日  
▽台東区 9月20日～11月7日  
▽中央区 10月23日～12月6日  
▽葛飾区 11月8日～1月21日  
▽豊島区 11月25日～1月24日  
▽千代田区 12月9日～1月28日  
▽板橋区 1月22日～3月27日  
▽品川区 1月27日～3月19日  
▽江戸川区 1月29日～3月30日

## 適正計量管理主任者養成講習会

2月8日、東京都計量検定所で

2019年(平成31年)2月8日(金)、東京都計量検定所2階会議室A、Bにて「適正計量管理主任者養成講習会(流通関係)」を開催した。受講者は東京都内14事業所31名であった。はじめに計量管理研究部会の小林部会長による開会あいさつがあり、講習に入った。講習内容は以下のとおり。  
(1)計量法のあらましと適正計量管理事業所制度について  
(2)計量法の目的、体系、定義の計量の基礎  
(3)適正計量の実施  
(4)適正計量管理事業所の計量管理、計量管理規程、計量管理表示関連事項および商品量目立入検査結果(東京都内について)について  
(5)商品量目立入検査結果(東京都内について)について  
(6)商品量目立入検査結果(東京都内について)について  
(7)商品量目立入検査結果(東京都内について)について  
(8)商品量目立入検査結果(東京都内について)について



講師：鈴木麗子課長代理(平成30年度) 実習：計量管理研究部会計量士(平成30年度)

講習終了後、東京都計量検定所の鈴木麗子課長代理による筆記試験の解説および講評と筆記試験合格者(今回は受講者全員)への認定書授与があった。おわりに、計量管理研究部会の安齋副部会長による閉会あいさつがあり、2018年度(平成30年度)適正計量管理主任者養成講習会(流通関係)は無事終了した。

<http://www.tokeikyo.or.jp/>

▽日野市、町田市、多摩市、三鷹市、6月10日  
▽7月12日▽稲城市、調布市、府中市、小金井市、狛江市、7月8日  
▽8月9日▽練馬区、台東区、8月5日～9月20日▽港区、中央区、9月9日～11月22日▽豊島区、葛飾区、千代田区、11月5日～12月26日  
▽品川区、江戸川区、板橋区、12月16日～3月30日  
◇ひょう量が2tを超える(はかり)  
▽武蔵野市、西東京市、小平市、国分寺市、清瀬市、東久留米市、東村山市、立川市、4月1日～4月26日  
▽国立市、武蔵村山市、東大和市、福生市、瑞穂町、4月22日～6月28日  
▽青梅市、奥多摩町、羽村市、日の出町、あきる野市、6月3日～6月28日  
▽杉並区、世田谷区、港区、千代田区、中央区、渋谷区、目黒区、台東区、7月1日～8月30日  
▽荒川区、足立区、大田区、品川区、9月2日～2月28日  
▽葛飾区、3月2日～3月30日

【計量証明をおこなう地域】  
島村 (2)非自動ばかりであつて、ひょう量が250kgを超えるものおよび同事業所で使用する250kg以下のもの並びに分銅およびおもりにあつては、次に掲げる地域  
○八王子市および島しょを除く東京都全域

【指定期間】  
業務開始年月日から3ヵ月  
4月1日

【代検査業務連絡会議】開催のお知らせ  
東京都内で代検査業務をおこなっている計量士を対象に以下の日程にて連絡会議を開催します。  
【開催日時】2019年(平成31年)3月15日(金)、15時～17時  
【場所】東京都計量検定所2階会議室A  
【議題】①代検査実績について、②来年度定期検査日程について、③その他

【お問い合わせ先】  
東京都計量検定所検査課 計画担当、電話03-5617-6638

薬品の使用記録、在庫管理に！  
薬品管理システム  
SimpReag  
★電子天秤連携OK!  
<http://simpreag.jp/>

【問い合わせ先】  
東京都計量検定所検査課 計画担当、電話03-5617-6638

【編集委員(50音順)】  
▽石井康二▽大木潤▽高田慎吾▽高松宏之▽竹内健治▽竹内芳和▽竹添雅雄▽奈良良広▽物江江鏡▽山本研一▽横山守一  
(一社)東京都計量協会  
03-5666-8060

CAMPBELL SCIENTIFIC, INC.  
各種データロガー、センサー、ウェザーステーション、各種測定システム  
Sentek technologies  
Sentek Sensor Technologies  
プロファイル土壌水分センサー各種  
日本総代理店  
おかげさまで創立80周年を迎えました。  
太陽計器株式会社  
<http://www.taiyokeiki.co.jp>  
営業本部 〒335-0015 埼玉県戸田市川岸3-2-5 NKビル戸田公園  
電話 048-400-5001 FAX 048-299-3666

ハカリは共栄  
(寺岡)デジコンポ特約店  
各種計量器・計測器・ラベラー機販売修理  
[全国計量器販売事業者連合会・会員]  
[認定計量器コンサルタント有資格者の店]  
共栄衡器製  
東京都足立区千住河原町45-6  
TEL 03(3882) 8101 (代)  
FAX 03(3882) 8172  
E-mail: sales@kyoei-koki.com  
URL: <http://www.kyoei-koki.com>  
保守管理・代行検査業務・ISO対応計量管理業務

トラックスケール・計量装置を総合サポート  
はかりのレスキュー隊  
確かな技術力！現場の声を生かします  
株式会社 ころぎょう  
ワーク衡業  
東京都江戸川区鹿骨1-6-8 (〒133-0073) TEL 03-3679-0086 FAX 03-3677-5703  
フリーダイヤル：ワーク衡業 0120-809-994

検定所

適正計量管理推進の取り組み

3月12日「計量技術講習会」開催

計量記念日関連の事業として、11月を計量管理強調月間とし、適正計量管理事業所および自主計量管理に努める大規模小売店の協力のもと、従業員への適正計量の普及啓発に取り組み、12月には45事業者から報告があった。

2018(平成30)年度 年末商品量目立入検査結果

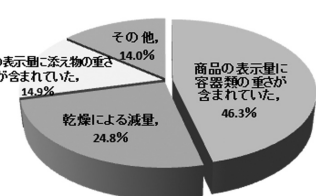
主な取組み内容は、ポスターや標語の掲示、朝礼やメールでの周知、計量器の点検整備、量目検査の実施、巡回等による計量指導などであった。このほかの関連事業としては、2018年(平成30年)7月13日「適正計量器コンサルタント協会」

計量器コンサルタント協会 「計量器コンサルタント」資格認定講習会開催のご案内

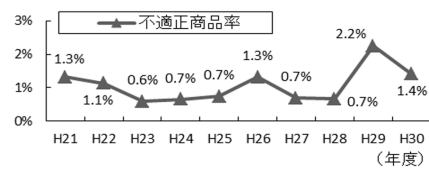
昨年12月16日付けの本誌「とうきょうの計量」No.264で開催予告を掲載した「計量器コンサルタント」資格認定講習会、わが国として初めての日程が正式に決まりました。今回は関東エリア、計量器の安全・安心(東京・埼玉・千葉・神奈川)の地区計量協会と(一社)日本計量振興協会を対象に開催する運びとなりました。

で開催する。この講習会では、自動はかりの法規制や自動捕捉式はかりの技術基準について、東京都計量検定所職員が説明する。

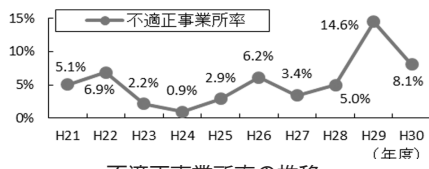
【問い合わせ先】東京都計量検定所管理指導課指導担当 電話03-5617-6635



不適正商品の発生理由別割合



不適正商品率の推移



不適正事業所率の推移

不適正商品の発生理由は、商品の表示量に容器類の重さが含まれていたことが46・3%、時間の経過に伴う乾燥による減量が24・8%、商品の表示量にわさびやたれの少量が

袋(添え物)の重さが含まれていたことが14・9%であった。原因は、容器類や添え物の重さを含めて計量していたり、乾燥しやすい商品に対する注意が不足していることがあげられる。

東京都計量検定所 年度事業報告のお願い

本年度も、計量法施行規則第96条に基づく2018年度(平成30年度)以下4桁を記載)の報告書(年度事業実績)の提出をお願いします。平成31年3月末日までに提出をお願いします。

は、店頭に並んでいた同一の商品を含めて再計量を指示するとともに改善指導をおこなった。不適正事業所数は、検査をおこなった全197事業所のうち16事業所で、全体の8・1%であった。不適正商品について

部会・団体

だより

東京計量士会

東京計量士会新年交歓会が、1月25日(金)、超高層ビルが林立する発展目覚ましい品川駅近くのソニー本社ビル1階「階橋」で東京計量検定所所長、日本計量振興協会河住専務理事、日本計量史が和暦から西暦に変わる

Advertisement for Daiichi Keiki Co., Ltd. featuring a pressure gauge and the text '第一計器製作所'.

日本硝子計量器工業協同組合

2018年12月6日、理事会議の開催。11月開催の理事会議の開催、月次会計報告、水銀マテリアルフロアに関する実態把握調査について、SP杯の後懇談で親睦を深めた。後半は恒例となったビンゴゲームを楽しみ、



あいさつする小林会長

部長、日本硝子計量器工業協同組合横山理事長、日本計量新報社高松編集長臨席のもと、総勢39名が出席して開催された。当士会の小林第二会長は「政省令の改正に伴い今年から具体的な動きが出てくる。捕捉式自動はかりの検定が4月から始まること。計量士の身近な問題として、1月から定期検査証印の年号表記が和暦から西暦に変わる

2019年1月26日、新年会をホテルグランドヒル市ヶ谷で開催。経済産業省、(独)産業技術総合研究所、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本計量振興会、(一社)東京都計量協会、東京都中小企業団体中央会、東京計量士会、(株)日本計量新報社、(株)テクノサブライの来賓を迎え開催した。

Large advertisement for '最新 計量情報満載!' (Latest Measurement Information Full!) featuring '日本計量新報' (Japan Weighing News) magazine.

Advertisement for '計量器のデパート' (Department of Measuring Instruments) by San'yū Sangyō Co., Ltd., featuring various scales and sensors.

シリーズ 計量と適合性評価 (10) 技術顧問 長野計器 奈良広一

とつきよの計量④⑤面のつづき

適合性評価からみた標準化(規制)の観点から

今回は、消費者あるいは生活者を守る規制の観点から、規制の目的を実現するために採用されている

建築基準法の例では、安全に必要なコンクリートの圧縮強度については基準値(品質基準)が定められる必要がある、その強度を求める強度試験(試験方法)についても

有量や溶出量についての検査項目の指定と使用すべき試験方法などもJISの引用などがなされる。JIS法に基

ておけば、JIS法に基づく試験所登録制度の利用も可能になる。たとえば、\*\*における品質データはこの試験に

認証機関についても、JIS法に基づくJISマーク制度といった製品認定制度の利用も原理的に可能となる。JIS法は、意図規格であったJISは、強制的な規格となる。同様に、環境への配慮が必要となる結果に責任を問われれば、たとえば重金屬の含有率についてもあ

本来任意標準であった建築基準法は、規制当局により法律に引用されることにより強制規格となる。同様に、環境への配慮が必要となる結果に責任を問われれば、たとえば重金屬の含有率についてもあ

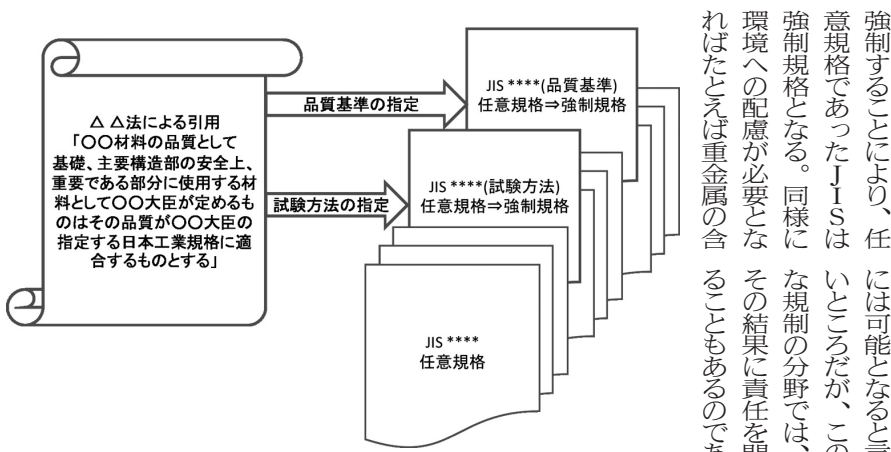


図1 法によるJISの引用

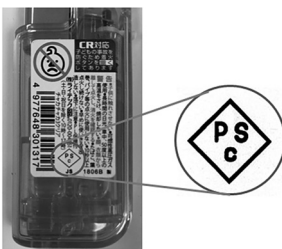


図2 PSCマークの例



図3 PSEマークの例

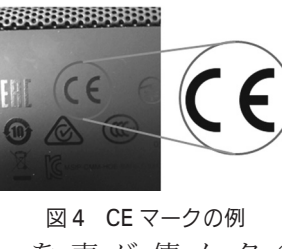


図4 CEマークの例

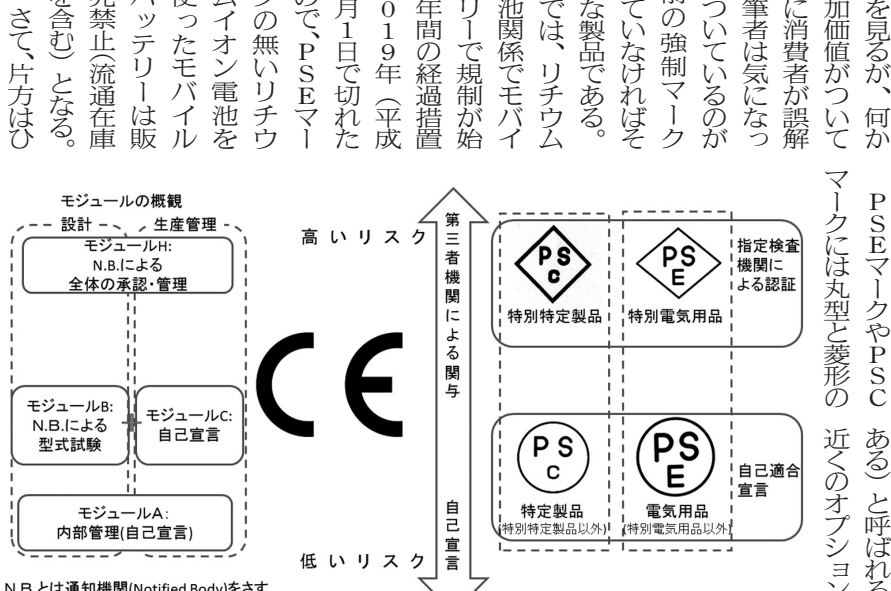


図5 リスクに応じた適合性評価の設計

が、製品認証機関の認定を認定機関に任せている例は、限定されている。政府が直接認定(以下に示すように登録あるいは通知など)した表現が多い。消費者により近い所で、リスクと適合性評価の信頼性のバランスを勘案した適合性評価システムあるいはマーク制度が用いられる。国内の身近なマークでは、PSEマークと電気用品安全法によるPSE、Product Safety Appliance and Materialsの略である。電気用品安全法は電